

徳島県告示第282号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年5月29日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
公益財団法人徳 島県文化振興財 団	徳島市藍場町二丁 目14番地	徳島県立文学書道館 の設置及び管理に関 する条例（平成14年 徳島県条例第14号） 第10条第1項に規定 する観覧料及び同条 第2項に規定する使 用料の徴収の事務	令和8年4月 1日	令和8年4月 1日